

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成 24 年						平成 25 年						平成 26 年						平成 27 年											
	6 月末		9 月末		12 月末		3 月末		6 月末		9 月末		12 月末		3 月末		6 月末		9 月末		12 月末		3 月末		6 月末		9 月末			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2	16	2	16	2	16	2	16	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	3	26
うち、実行に係る貸付債権	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	2	20
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち、取下げに係る貸付債権	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5

	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年											
	3 月末	9 月末	3 月末	9 月末	3 月末	9 月末	3 月末	9 月末										
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数										
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3	3	3	3	3	3	3											
うち、実行に係る貸付債権	2	2	2	2	2	2	2											
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0											
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0											
うち、取下げに係る貸付債権	1	1	1	1	1	1	1											

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。平成 28 年 3 月末以降は、件数のみ掲示しております。